

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 厚生労働省関連とびっくす



### ◆全国健康保険協会の保険料率が3年連続引き上げ

全国健康保険協会（協会けんぽ）が平成24年度における各都道府県の保険料率を決定し、平均で10.0%（前年度比0.5%上昇）となりました。引上げは3年連続で、初の2ケタとなっています。

健康保険・厚生年金保険の保険料額表（平成24年3月～）はこちらでご覧いただけます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,713.html>

### ◆「職場のパワハラ」6つに類型化

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」は、職場におけるパワハラ行為の定義を明確にするため、該当行為を6つに類型化（1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.人間関係からの切り離し、4.過大な要求、5.過小な要求、6.個の侵害）した報告書をまとめました。

報告概要はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021hkd-att/2r985200000234vq.pdf>

### ◆高額療養費の外来現物給付化

平成24年4月1日から、「限度額適用認定証」等を掲示し、患者が外来の診療を受けた場合についても、入院した場合と同様に、医療機関等の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができる仕組みが導入されます。

詳細はこちらでご覧いただけます。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/gairai\\_sinryou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/gairai_sinryou/)

### ◆新しい在留管理制度がスタート

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度が導入されます。ポイントは、1.「在留カード」の交付、2.在留期間の上限が最長5年に変更、3.再入国許可の制度変更（みなし再入国許可制度の導入、再入国許可の有効期限の上限が5年に変更）、4.外国人登録制度の廃止です。

詳細はこちらでご覧いただけます。

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)（法務省入国管理局）